

## 平成26年度 臨時 苫小牧市民文化芸術審議会 会議概要

日 時：平成26年9月8日（月）  
13：30～14：40  
会 場：市役所第2庁舎2階会議室（北）

出席委員 畠山会長、千葉副会長、椎原委員、中川委員、松原委員  
森山委員、 計6名  
欠席委員 澤井委員、伊藤委員、岡部委員、松柳委員  
事務局 瀬能課長、野水主幹、矢萩主査、木戸主査、千葉主事

---

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事

### (1)平成26年度苫小牧市民文化芸術振興助成事業追加申請について

平成26年度助成事業の追加分の内再審議の案件、以下3点について、事務局より説明。

- 予算計画書
- アーティストの募集要項とアーティストが提出した申請書
- 開催中のスケジュール

### <主な質疑>

委 員 前回の会議で話題になっていた19万円の看板が去年は、ちょっと分からなかったという話でしたが、それについて疑いは、晴れているのですね、というのが1点。

制作費に15万円とありますが、これは、どのような作品を作るための制作費なのですか、その制作された作品は事業が終わった後にも残る物なののでしょうか。もし、残るならその残った作品は誰のものになるのでしょうか。そして、去年の事業の評価がBだったのはなぜですか。以上3点の疑問についてお尋ねします。

事務局 看板に関しては、決算では当初予算の19万円から減らされていて9万円になっています。その結果案内板の数が減って、来場者から開催場所が分かりにくいなどの苦情が出たため、今回は増額して看板

や案内板の数を増やすそうです。

出来上がる作品につきましては、詳しくは確認しておりませんが、舞台発表などが主なものなので形ある作品はそんなにはないのではないかと思います。それでも残った作品は、制作者のものになります。

評価については、主に入場者数で評価しています。当初の予定では今年と同様 1,000 人程度の入場者を予定していたようですが、実際の入場者は 700 人程度、ワークショップの参加者を含めても 800 人弱ということで評価が B になりました。

委員 今の説明では、出来た作品が申請者のところで使われたり、販売されたりするとまた問題ですね。

委員 この資料を読むと、この事業で行われる芸術というものは、絵画とか彫刻とかという芸術と一緒に考えてはいけないと思います。制作する作品も、そのとき、その場所にあるからこそ生きるのであって、後から別の場所では作品にはならないものだと思うのです。ですから、その制作した作品を後からどうするのですかということを見ると、この事業を正しく評価できないと思うのです。そういう斬新な物に対してどう評価していくか、よく考えなければならないと思います。

委員 私が聞いているのは、制作費 1 組あたり 5 万円をかけて作る物が形として残る物なのか、それともこの事業が終わってしまったらなくなってしまふ物なのか、事務局はちゃんと捉えているのですかということなのです。おそらく、来年もこの事業は申請されると思いますから、その辺りのことをしっかりやってもらいたい。

委員 この事業は、あの空間に芸術空間のようなものを作っていければいいなという思いで行っていると思われるので、来年もきっと申請して来るでしょう。

委員 去年、私も見に行ったのですが、なんだかよく分からなくて、もし今年もあってももういいかなと思ったのです。そのような物にしては随分費用がかかりますよね。

委員 それは、非常に難しいことで、消えてしまうものには価値がないのか、このような空間表現のようなものを助成の対象にするのかしないのか。私はそういうものにも芸術性を見出して助成してあげたいと思います。

委員 芸術というのは本当に難しく、この事業のようなものも芸術だと苦小牧の人々がそう思うのなら援助してあげても良いと思います。

ただ、その判断は非常に難しいことだと思います。

委員 この助成金は、いろいろな事業に対して応援をしてあげようということが前提で成り立っているのではないのですか。

委員 私は、ただ事務局が、何を表現するためにどういうものを作るのか、それは、形として残るのか、事業が終わったら消えてしまうものなのかを、我々に詳しく説明してくださいと言っているのです。それともう一つ、いつも話題になるのは、評価なのですが、評価というのは意味があるのか 1,000 人の予定に 800 人ぐらしか集まらなかったから B だという評価もどうかと思うのですが。

委員 私もそう思います。あの山の中に 800 人集めただけでもたいしたものだと思いますよ。

委員 企画の中身を見ずに人数だけで評価するのにどれだけ意味があるのかということで、今後も評価に対しては意見が出ますよ。

事務局 委員のおっしゃるとおり入場者数だけではなく、事業の内容についてもしっかりと評価していかななくてはならないと思います。

委員 普通、こういう事業を計画する場合 1 年ぐらい前からアーティストの方と打合せをして日程や内容を決めていくのですが、この企画はこの時点でもまだはっきりしないところがあり、言葉は悪いのですが、いい加減な企画じゃないのかなという疑問がどうしても残ります。

事務局 確かにまだ一部未定の部分があったりしてはいますが、全体の流れとしては日程表も出ていますし、この事業全体を見て判断していただけないでしょうか。

委員 未定の部分が行われなければ、その経費はかからないので当然その分の助成金は減るわけですから、その辺は大目に考えてもいいのではないかなと思います。それに、理解されにくいことにあえて挑戦していく、そういう企画でもあるわけですからもっと大目に見てあげないと、こういう人たちは育っていかないと思うのですが。

委員 この申請団体は、どのようにしてこの資金を集めているのでしょうかね。

事務局 聞いている限りでは、この申請団体は NPO 法人なのですが会員が 10 人ぐらいで会費を集めたり制作した作品を販売したりしたものが、この事業の自己資金になっています。ただ、普段のこの NPO 法人の運営資金がどうなっているかは確認しておりません。

委員 その辺のことは、その団体の自己責任ですね。

委員 とにかく、私たちから見ると、この計画書はいい加減に見えるので

す。

委員 もっと詳しくこのお金はこういうことに使うのですと書いていただかないと何か不正が行われているのではないかと勘ぐってしまう。

委員 そういうことは、我々が審議することではないのではないのでしょうか。我々は、出てきた申請がこの助成金を出すのにふさわしい事業かどうかを判断するだけで、その経理に対して、正しく執行されているかは事務局がやることでしょう。我々が審議することは、今新しい企画の芸術をここで行おうとしているこの人たちの応援をするのかしないのかということでしょう。

委員 私としては、この新しい試みがどうなって行くのか見てみたいです。

委員 もちろん私も応援してあげたいのですが、もう少し詳しい計画書を出すようにしてもらえないかということです。

委員 確認しておきますが、この審議会ではこの事業が文化芸術であるかどうかを審議したことはない。ただ、この前のときにも言ったように、ほかの申請団体とのバランスが問題なのです。

委員 昨年この事業を見た方や普段からこの申請者とお付き合いのある方は、この計画書で事業の内容が理解できるのかも知れませんが、そうではない私などは、この計画書では事業の内容がよく分からないので、もう少し詳しく記入してもらうように注意してください。たとえば、ここでこういうことを行うことで、こういうことが地域のためになるとかが分かると判断しやすい。

会長 前回の会議より資料が追加されて判断しやすくなっていますし、昨年の看板の件のようなことのないように、今年は事務局にしっかり見てもらって報告してもらおうということで承認してよろしいでしょうか。

全員 よろしいです。

## (2) その他

鑑賞会のチケット代の扱いについて、以下3点を事務局より報告。

○会員も4,000円の入場料を払い鑑賞すること

○中高生の招待方法は、案内文を学校に送付し希望者はすべて招待すること

○鑑賞会の会員は約400名であること

<主な審議>

委員 会費は払っているけれどもこの事業に関しては、会員も 4,000 円を払って鑑賞するというので間違いないのでしょうか。

事務局 間違いありません。

委員 鑑賞会は、赤字だから解散するのですよね。今回、会費を取りながら入場料も取るということは、集めた会費をその赤字分に回すということじゃないのですか。

事務局 この事業に関しては、入場料 4,000 円×500 人で 200 万円と市の助成が 39 万円、自己資金が約 40 万円で運営する、ということで申請を受けているだけで、演劇鑑賞会の会計については把握しておりません。

委員 この公演が終わったらすぐ解散ですか。

事務局 もう 1 回公演があるそうです。それは、助成事業とは別のものです。

委員 お金がないので、この事業に助成金をもらって会員からも料金を取って開催して、次のときには、会費で開催して解散ということですね。

事務局 この事業に対しての助成であって、その次に行われる事業のことは、この助成にあたっては対象にはなっておりません。

委員 鑑賞会が解散することは会の問題であって、我々の考えることではないということですね。

委員 まだ、さっきの説明では良く分からないのですが、会員は会費を払い、なおかつ 4,000 円も払うということで間違いないのですね。

委員 非常に分かりにくい説明ですよ。おそらく鑑賞会の会費というのは公演に対する会費と会則にもうたっているはずですよ。会員の方も会費を払っているから公演を見るときには、お金がかからないということで会員になっているはずなのです。いつもの会費は会費として取って、この公演に関しては一般の方と同じように入場料を払う、そんなことがあるのでしょうか。

委員 それは、会員の方が納得していればいいことじゃないですか。

会長 とにかく、事務局にはチケットの確認をしっかりとってもらって、この会に報告してください。

課長 この事業の実績報告のときにしっかりとチェックします。

4 閉会 14時40分